

# 資料編

## 資料編 目次

1	用語解説	1
2	図の参考データ	5
図 2	: 一人当たり医療費（総額）の全国比較	5
図 7	: 一人当たり後期高齢者医療費の全国比較	5
図 8	: 一人当たり後期高齢者医療費（診療費）の全国比較	6
図 14	: 年齢階層別疾病別受療率	7
図 15	: 年齢階層別疾病別費用額（外来・入院計）	8
図 16	: ヌボリックシンドローム該当者・予備群の割合の全国比較	9
図 22	: 特定健康診査受診率の全国比較	10
図 23	: 特定保健指導実施率の全国比較	11
図 28	: 各都道府県の後発医薬品割合（数量ベース、新指標）	12

# 1 用語解説

用語	解説	該当頁
あ 愛知県がん対策推進計画	本県におけるがん対策を総合的かつ計画的に推進するため、「がん対策基本法」、「愛知県がん対策推進条例」及び国の「がん対策推進基本計画」に基づき策定。平成 20 年 3 月に策定した第 1 期計画から 5 年ごとに見直しを行ってきたが、平成 30 年度の見直しから、計画期間が 6 年となる。	P. 13
愛知県後発医薬品適正使用協議会	本県における後発医薬品の適正使用及び理解向上のための施策検討を行うために、関係機関、消費者団体、有識者等で構成する組織。	P. 30
愛知県歯科口腔保健基本計画	歯と口の健康づくりを通じた県民の健康で質の高い生活の実現をめざして、本県における歯科口腔保健の総合的な推進を図るため、歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条に基づき、平成 25 年 3 月に策定したもの。	P. 13
愛知県地域医療構想	急速に少子高齢化が進行する中、平成 37 年(2025 年)にはいわゆる団塊の世代が 75 歳以上となり、医療や介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、医療ニーズ及び慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加による疾病構造の変化が見込まれている。こうした状況を見据え、地域にふさわしいバランスのとれた病床の機能の分化と連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、医療法に基づき、平成 28 年 10 月に策定したもの。	P. 30
愛知県地域保健医療計画	昭和 60 年の医療法改正により、都道府県において策定することが定められた計画で、本県では昭和 62 年 8 月に策定し、以降原則 5 年ごとに見直しを行ってきたが、平成 30 年度の見直しから、計画期間が 6 年となる。主な内容は、医療圏の設定、基準病床数、医療提供体制の整備等。	P. 2 P. 29
愛知県保険者協議会	県内の各医療保険者の代表者を構成員とし、保険者による保健事業の共同実施主体として、医療費の分析・評価、被保険者教育・指導等の保健事業等を行う団体のこと。	P. 28 P. 33
い 医療審議会	医療法に基づき、昭和 61 年 8 月 12 日に設置されたもので、医療法の規定により、その権限に属せられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、本県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議することを目的とする。	P. 29 P. 33
医療制度改革（大綱）	医療制度の構造改革を推進するに当たり、平成 17 年 12 月 1 日に、政府・与党医療制度改革協議会により取りまとめられたもの。	P. 1
医療保険者	医療保険各法の規定により、医療に関する給付を行う政府・組合管掌健康保険、船員保険、国家公務員共済組合等、国民健康保険組合、市町村（特別区を含む。）をいう。	P. 17 他
う う蝕	いわゆる「むし歯」のこと。口腔内の細菌が産生する酸によって歯の表面から溶解し、歯の組織が崩壊していく疾患。	P. 9 他
か 介護保険制度	要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うための、国民の共同連帯の理念に基づく制度。	P. 3
き 虚血性心疾患	動脈硬化などが原因で、心臓が働くのに必要な血液を供給する血管（冠動脈）が狭くなったり、詰まったりすると、心臓の筋肉（心筋）に酸素や栄養が行き渡らず、ポンプとしての機能が低下する。このために、胸痛や胸部圧迫感、呼吸困難などの症状を示す病気。冠動脈の血流障害（虚血）が一時的で回復が可能な狭心症と心筋の細胞が傷害され、回復が不可能な状態に至る心筋梗塞がある。	P. 8 他

け	圏域保健医療福祉推進会議	本県地域保健医療計画に定める2次医療圏又はあいち健康福祉ビジョンに定める福祉圏域で実施する保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的としたもの。	P. 29
	健康情報ポータルサイト あいち健康ナビ	糖尿病を始めとする生活習慣病の発症予防や重症化防止に役立つ健康情報の提供や疾病の正しい理解、自発的な健康づくりの促進のため、動画の配信やコラムの掲載、セミナー・イベント情報の発信を行っているウェブサイト。	P. 27
	健康日本 21 あいち新計画	すべての県民が「生涯を通じて、健康でいきいきと過ごす」ことができるよう、行政や関係機関、関係団体等が連携を図り、県民の健康づくりを総合的に推進するため、健康増進法第8条に基づき、平成25年3月に策定された計画。	P. 2 P. 27
こ	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度の運営主体として、都道府県単位で全市町村が加入する特別地方公共団体のこと。	P. 27 他
	後期高齢者医療費（老人医療費）	後期高齢者医療費は、後期高齢者医療制度（平成20年4月創設）の被保険者にかかる医療費のことで、老人医療費は、老人医療（平成20年3月まで）の受給対象者（平成14年10月以降、老人医療受給対象者の年齢は70歳から75歳へ5年間で段階的に引上げられている。）にかかる医療費のこと。	P. 6 他
	後発医薬品	後発医薬品とは、ジェネリック医薬品とも呼ばれ、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつもので、医療機関や薬局で医師の処方せんに基づいて調剤してもらう医薬品のこと。	P. 22 他
	後発医薬品希望カード	医師や薬剤師に、後発医薬品を希望することを直接相談しにくい場合に提示して希望を伝えることができるよう、保険者や関係団体等が、後発医薬品の普及啓発の一つとして作成しているカードのこと。	P. 30
	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。	P. 5
	高齢者・後期高齢者	高齢者とは、65歳以上の方のこと。また、後期高齢者とは、75歳以上の方のこと。	P. 1 他
	国民医療費	当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したもの。この費用には、医科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等が含まれる。なお、保険診療の対象とならない評価療養（先進医療等）、選定療養（入院時室料差額分、歯科差額分等）及び不妊治療における生殖補助医療などに要した費用は含まない。また、傷病の治療費に限っているため、正常な妊娠・分娩に要する費用、健康診断・予防接種等に要する費用、義眼や義肢等の費用も含まない。	P. 3 他
	国民皆保険	全ての国民が何らかの公的な医療保険制度に加入している状態。国民は健康保険（政府管掌・組管掌等）・各種共済組合・船員保険・国民健康保険・後期高齢者医療広域連合のいずれかに加入することとなっている。	P. 1
	国民所得	国民所得（NI：national income）とは、国民全体が得る所得の総額のこと。	P. 3

さ	在宅医療	できる限り住み慣れた家庭や地域で療養することができるよう、在宅で行う医療のこと。	P. 30
	差額通知	処方された先発医薬品を後発医薬品に変更した場合、薬の自己負担額がどのくらい軽減できるかを試算し、被保険者へ通知するもの。	P. 30
し	脂質異常症	血液中のLDL（悪玉）コレステロールや中性脂肪などの脂質（血清脂質）が基準より多い、またはHDL（善玉）コレステロールが基準より少ない状態。従来「高脂血症」が名称変更されたもの。	P. 14
	受療率	調査日に医療施設で受療した推計患者数を人口で除して人口10万対であらわした数。	P. 11 他
	新生物	腫瘍（しゅよう）とも呼ばれ、細胞が異常に増殖したもの。転移をしない良性のものと悪性のもの（悪性新生物、がん）がある。	P. 8 他
せ	生活の質（QOL）	QOL（Quality of Life）は、「生活の質」と訳され、人間らしく、満足して生活しているかを評価する概念を示す。	P. 1 P. 12 他
た	第7期高齢者健康福祉計画	県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るための総合的・具体的指針として、介護保険法・老人福祉法に基づき、平成30年3月に策定された計画。	P. 2 P. 12
ち	地域医療構想推進委員会	地域医療構想の達成を推進するため、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他関係者と協議を行う場。国の地域医療構想策定ガイドラインでは、地域医療構想調整会議と呼称されているが、愛知県では、地域医療構想推進委員会としている。	P. 30
	地域・職域連携推進協議会	地域保健と職域保健の広域的な連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制の整備・構築について検討を行う協議会。	P. 28 P. 33
	地域密着型サービス	高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスのことで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスの計8種類のサービスがある。	P. 29
	地域連携クリティカルパス	急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いる診療計画表。	P. 29
て	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う介護サービスの一種。	P. 29
と	糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つで、腎臓の機能が低下した病状。進行すると、むくみ、貧血、高血圧などを伴い、最後は人工透析が必要になる。	P. 21 P. 28
	特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に定められた、40歳以上75歳未満を対象に医療保険者により実施される健康診査のこと。	P. 1 他
	特定健康診査・特定保健指導普及啓発強化月間	医療保険者において特定健康診査が開始する時期である6月を「特定健康診査・特定保健指導普及啓発強化月間」と定め、この期間を中心として関係機関・団体等において各種の普及啓発活動を重点的かつ効果的に行い、受診率向上のための取組を推進するもの。	P. 27

	特定保健指導	特定健康診査の結果により階層化されて実施される保健指導のこと。	P. 1 他
な	内臓脂肪型肥満	おなかの内臓のまわりに脂肪がたまるタイプの肥満であり、メタボリックシンドロームの原因となる肥満。リング型肥満とも呼ばれている。中年以降の男性に多く見られるが、閉経後の女性にも増える。	P. 14
に	2次医療圏	医療法の規定により、都道府県において設定される区域（概ね広域市町村圏）で、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域。愛知県は、11の2次医療圏がある。	P. 31
ひ	頻回受診、重複受診	頻回受診は、頻繁に医療機関を受診をしている人を指し、重複受診は、複数の医療機関に同一の傷病名で受診している人のことを指す。	P. 30
	BMI	BMI (body mass index) は、ボディ・マス指数、体格指数とも呼ばれ、 $[\text{体重 (kg)}] \div [\text{身長 (m)}]^2$ で算出される値で、肥満や低体重（やせ）の判定に用いられる。	P. 26
	PDCA サイクル	プロジェクト（行政施策）の実行に際し、「計画をたて (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) にもとづいて改善 (Action) を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のこと。	P. 32
れ	レセプト	診療報酬明細書又は調剤報酬明細書のこと。患者に提供した医療内容又は処方内容が具体的に記載されている。	P. 28

## 2 グラフの基データ

図2：一人当たり医療費（総額）の全国比較  
【本文4ページ】

都道府県	人口一人当たり 国民医療費 (単位：千円)	順位 (高い順)
全国平均	333.3	—
北海道	393.6	6
青森県	341.7	24
岩手県	323.8	32
宮城県	309.4	37
秋田県	366.6	15
山形県	340.0	25
福島県	331.0	30
茨城県	302.6	42
栃木県	304.3	41
群馬県	317.3	35
埼玉県	290.9	47
千葉県	291.1	46
東京都	306.6	40
神奈川県	297.9	45
新潟県	308.6	38
富山県	333.7	28
石川県	346.0	21
福井県	334.8	27
山梨県	332.0	29
長野県	321.9	33
岐阜県	328.1	31
静岡県	308.5	39
愛知県	300.3	43
三重県	319.1	34
滋賀県	298.8	44
京都府	344.6	23
大阪府	364.2	18
兵庫県	345.3	22
奈良県	340.0	25
和歌山県	374.2	14
鳥取県	349.1	20
島根県	378.7	12
岡山県	362.1	19
広島県	366.0	16
山口県	399.2	4
徳島県	392.5	7
香川県	381.8	10
愛媛県	375.6	13
高知県	444.0	1
福岡県	379.3	11
佐賀県	392.5	7
長崎県	411.1	2
熊本県	389.3	9
大分県	396.2	5
宮崎県	364.6	17
鹿児島県	406.9	3
沖縄県	313.5	36

資料「国民医療費（平成27年度）」（厚生労働省）

図7：一人当たり後期高齢者医療費の全国比較  
【本文7ページ】

都道府県	人口一人当たり 後期高齢者医療費 (単位：円)	順位 (高い順)
全国平均	949,070	—
北海道	1,103,032	3
青森県	827,857	40
岩手県	765,037	46
宮城県	839,066	37
秋田県	810,794	45
山形県	824,631	41
福島県	849,091	36
茨城県	856,074	34
栃木県	836,426	38
群馬県	879,391	30
埼玉県	860,416	33
千葉県	821,870	43
東京都	938,141	23
神奈川県	877,313	31
新潟県	756,425	47
富山県	909,820	29
石川県	1,001,996	16
福井県	922,833	26
山梨県	853,925	35
長野県	824,529	42
岐阜県	876,848	32
静岡県	811,493	44
愛知県	957,297	19
三重県	835,623	39
滋賀県	934,410	24
京都府	1,024,824	13
大阪府	1,086,180	6
兵庫県	1,013,843	15
奈良県	944,141	22
和歌山県	947,171	21
鳥取県	910,992	28
島根県	913,623	27
岡山県	990,034	17
広島県	1,081,686	7
山口県	1,048,833	10
徳島県	1,025,363	12
香川県	984,069	18
愛媛県	956,482	20
高知県	1,184,293	2
福岡県	1,195,497	1
佐賀県	1,088,747	5
長崎県	1,102,286	4
熊本県	1,050,641	9
大分県	1,045,544	11
宮崎県	924,112	25
鹿児島県	1,068,398	8
沖縄県	1,024,470	14

資料「後期高齢者医療事業年報（平成27年度）」  
（厚生労働省）

図8：1人当たり後期高齢者医療費（診療費）の全国比較

(単位：円)【本文：8ページ】

都道府県	入院	入院外	入院 (全国平均との差)	入院外 (全国平均との差)
全国平均	434,127	273,722	—	—
福岡県	611,049	308,592	176,923	34,870
高知県	665,057	262,001	230,930	△ 11,721
北海道	567,211	268,077	133,084	△ 5,645
長崎県	566,798	268,236	132,672	△ 5,486
大阪府	486,380	325,267	52,254	51,545
鹿児島県	565,486	266,098	131,360	△ 7,624
熊本県	552,074	272,005	117,947	△ 1,717
広島県	478,736	325,730	44,609	52,008
佐賀県	538,499	273,313	104,373	△ 409
徳島県	490,489	317,771	56,362	44,049
沖縄県	573,487	240,093	139,360	△ 33,629
山口県	540,488	258,780	106,361	△ 14,942
京都府	492,584	299,662	58,457	25,940
大分県	536,067	263,963	101,940	△ 9,759
岡山県	477,995	293,747	43,869	20,025
兵庫県	459,644	298,613	25,517	24,891
石川県	512,841	260,121	78,714	△ 13,601
愛媛県	451,269	300,026	17,143	26,304
香川県	438,218	295,564	4,091	21,842
奈良県	433,335	301,669	△ 792	27,946
和歌山県	424,863	309,995	△ 9,263	36,273
愛知県	397,433	324,328	△ 36,694	50,606
福井県	457,475	279,142	23,349	5,419
富山県	456,782	252,823	22,655	△ 20,899
滋賀県	449,836	252,465	15,709	△ 21,257
鳥取県	453,439	239,165	19,312	△ 34,557
宮崎県	433,392	258,560	△ 735	△ 15,163
島根県	440,906	248,322	6,780	△ 25,400
群馬県	414,075	272,771	△ 20,051	△ 951
東京都	396,119	273,473	△ 38,008	△ 249
岐阜県	370,867	282,633	△ 63,260	8,911
三重県	364,994	272,036	△ 69,132	△ 1,686
埼玉県	371,872	254,961	△ 62,255	△ 18,761
栃木県	360,940	273,911	△ 73,187	189
神奈川県	359,368	258,154	△ 74,759	△ 15,568
茨城県	367,952	256,903	△ 66,175	△ 16,819
山梨県	384,365	233,953	△ 49,762	△ 39,769
福島県	372,865	246,154	△ 61,261	△ 27,568
山形県	371,304	241,096	△ 62,823	△ 32,626
長野県	376,092	233,686	△ 58,035	△ 40,037
宮城県	351,893	249,795	△ 82,233	△ 23,927
千葉県	354,399	240,261	△ 79,727	△ 33,461
静岡県	337,388	261,421	△ 96,739	△ 12,301
青森県	351,118	243,129	△ 83,008	△ 30,593
秋田県	352,573	206,406	△ 81,554	△ 67,316
新潟県	325,332	216,433	△ 108,794	△ 57,289
岩手県	323,942	215,733	△ 110,185	△ 57,989

資料「後期高齢者医療事業年報（平成27年度）」（厚生労働省）

図14：年齢階層別 疾病別 受療率（外来・入院計）

（人口10万人対）【本文：12ページ】

	0～ 4歳	5～ 14歳	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65～ 74歳
悪性新生物	19	7	5	13	57	119	279	535
糖尿病	2	4	1	13	40	72	192	356
高血圧性疾患	-	-	-	27	52	189	595	1102
虚血性心疾患	-	-	1	1	9	17	55	101
脳血管疾患	1	2	1	6	15	42	132	265
歯肉炎及び歯周疾患	30	321	110	127	278	272	564	836

資料「患者調査（平成26年）」（厚生労働省）

図15：年齢階層別 疾病別 費用額（外来・入院計）

【本文：12ページ】

年齢階層	費用額				
	糖尿病	高血圧 性疾患	虚血性 心疾患	脳血管 疾患	悪性 新生物
20～24歳	3,333	222	104	1,309	12,078
25～29歳	6,012	1,511	178	1,237	3,787
30～34歳	12,832	3,045	600	2,901	24,211
35～39歳	27,035	7,569	2,644	6,963	49,134
40～44歳	55,025	25,447	6,953	30,842	105,425
45～49歳	90,126	49,748	25,245	49,409	182,611
50～54歳	118,455	72,920	51,683	50,603	179,596
55～59歳	171,724	113,333	59,368	80,490	335,919
60～64歳	370,442	268,994	160,661	158,229	755,151
65～69歳	927,879	753,694	313,460	393,123	1,998,298
70～74歳	966,001	817,287	395,329	485,866	2,149,228

資料「国保データベース（平成29年4月診療分）」  
（愛知県国民健康保険団体連合会）

図16：メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合の全国比較

【本文：14ページ】

都道府県	特定健康診査 受診者数(人)	メタボリック シンドローム 該当者数(人)	メタボリック シンドローム 該当者割合	メタボリック シンドローム 予備群者数(人)	メタボリック シンドローム 予備群割合
北海道	922,700	141,152	15.3%	111,232	12.1%
青森県	268,699	41,628	15.5%	29,927	11.1%
岩手県	285,497	45,095	15.8%	32,754	11.5%
宮城県	561,160	96,482	17.2%	67,898	12.1%
秋田県	216,038	36,715	17.0%	24,477	11.3%
山形県	289,226	41,652	14.4%	31,383	10.9%
福島県	418,275	71,501	17.1%	52,112	12.5%
茨城県	636,193	97,065	15.3%	74,109	11.6%
栃木県	413,788	63,405	15.3%	51,781	12.5%
群馬県	424,215	64,766	15.3%	50,064	11.8%
埼玉県	1,582,268	228,749	14.5%	189,424	12.0%
千葉県	1,400,292	205,124	14.6%	170,880	12.2%
東京都	3,466,537	464,108	13.4%	399,580	11.5%
神奈川県	1,897,594	259,205	13.7%	225,077	11.9%
新潟県	538,130	74,039	13.8%	55,666	10.3%
富山県	266,700	41,856	15.7%	30,646	11.5%
石川県	272,148	41,248	15.2%	30,818	11.3%
福井県	165,479	24,095	14.6%	19,530	11.8%
山梨県	203,887	27,764	13.6%	22,783	11.2%
長野県	491,303	66,789	13.6%	51,205	10.4%
岐阜県	439,385	56,584	12.9%	46,203	10.5%
静岡県	852,695	111,197	13.0%	92,175	10.8%
愛知県	1,611,190	232,194	14.4%	182,077	11.3%
三重県	413,973	59,750	14.4%	46,912	11.3%
滋賀県	287,284	39,876	13.9%	32,794	11.4%
京都府	501,359	67,471	13.5%	57,611	11.5%
大阪府	1,700,300	233,548	13.7%	206,868	12.2%
兵庫県	1,101,017	156,886	14.2%	129,203	11.7%
奈良県	253,968	35,277	13.9%	31,263	12.3%
和歌山県	175,696	27,715	15.8%	21,664	12.3%
鳥取県	111,613	15,011	13.4%	12,814	11.5%
島根県	157,303	22,559	14.3%	16,906	10.7%
岡山県	360,190	54,150	15.0%	42,288	11.7%
広島県	546,760	79,018	14.5%	65,082	11.9%
山口県	256,354	35,617	13.9%	28,924	11.3%
徳島県	153,535	23,646	15.4%	18,920	12.3%
香川県	206,545	32,134	15.6%	23,541	11.4%
愛媛県	263,397	39,244	14.9%	30,673	11.6%
高知県	148,141	23,421	15.8%	17,837	12.0%
福岡県	946,910	137,802	14.6%	114,084	12.0%
佐賀県	161,586	23,025	14.2%	20,047	12.4%
長崎県	261,784	40,229	15.4%	31,373	12.0%
熊本県	349,147	54,753	15.7%	42,988	12.3%
大分県	258,714	37,776	14.6%	30,950	12.0%
宮崎県	211,850	34,186	16.1%	26,952	12.7%
鹿児島県	334,845	52,904	15.8%	41,380	12.4%
沖縄県	272,435	47,566	17.5%	39,778	14.6%

「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成27年度）」（厚生労働省）

図23：特定健康診査受診率の全国比較

【本文：19ページ】

都道府県	健康診査対象者数 (人) (推計値)	特定健康診査 受診者数(人)	特定健康診査 受診率	順位 (高い順)
北海道	2,350,032	922,700	39.3%	47
青森県	595,994	268,699	45.1%	39
岩手県	557,451	285,497	51.2%	15
宮城県	974,459	561,160	57.6%	3
秋田県	464,384	216,038	46.5%	30
山形県	482,012	289,226	60.0%	2
福島県	840,256	418,275	49.8%	18
茨城県	1,276,424	636,193	49.8%	17
栃木県	861,134	413,788	48.1%	27
群馬県	866,354	424,215	49.0%	22
埼玉県	3,108,260	1,582,268	50.9%	16
千葉県	2,645,989	1,400,292	52.9%	11
東京都	5,470,987	3,466,537	63.4%	1
神奈川県	3,818,126	1,897,594	49.7%	20
新潟県	1,003,950	538,130	53.6%	8
富山県	477,372	266,700	55.9%	4
石川県	500,464	272,148	54.4%	6
福井県	338,269	165,479	48.9%	23
山梨県	367,002	203,887	55.6%	5
長野県	906,675	491,303	54.2%	7
岐阜県	896,444	439,385	49.0%	21
静岡県	1,612,803	852,695	52.9%	12
愛知県	3,120,031	1,611,190	51.6%	14
三重県	781,152	413,973	53.0%	10
滋賀県	577,626	287,284	49.7%	19
京都府	1,086,395	501,359	46.1%	34
大阪府	3,729,686	1,700,300	45.6%	36
兵庫県	2,366,766	1,101,017	46.5%	31
奈良県	597,066	253,968	42.5%	44
和歌山県	432,368	175,696	40.6%	46
鳥取県	243,173	111,613	45.9%	35
島根県	294,217	157,303	53.5%	9
岡山県	803,606	360,190	44.8%	40
広島県	1,208,282	546,760	45.3%	38
山口県	610,992	256,354	42.0%	45
徳島県	330,213	153,535	46.5%	32
香川県	428,981	206,545	48.1%	26
愛媛県	610,560	263,397	43.1%	43
高知県	317,589	148,141	46.6%	29
福岡県	2,089,860	946,910	45.3%	37
佐賀県	347,651	161,586	46.5%	33
長崎県	596,719	261,784	43.9%	42
熊本県	747,187	349,147	46.7%	28
大分県	497,130	258,714	52.0%	13
宮崎県	474,944	211,850	44.6%	41
鹿児島県	693,963	334,845	48.3%	25
沖縄県	559,721	272,435	48.7%	24

資料「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成27年度）」（厚生労働省）

図24：特定保健指導実施率の全国比較

【本文：19ページ】

都道府県	特定保健指導の 対象者数(人)	特定保健指導の 終了者数(人)	特定保健指導の 実施率	全国順位 (高い順)
北海道	171,323	23,046	13.5%	45
青森県	41,796	9,726	23.3%	13
岩手県	50,685	7,915	15.6%	36
宮城県	101,769	16,946	16.7%	35
秋田県	36,737	7,062	19.2%	29
山形県	43,093	9,727	22.6%	16
福島県	69,486	14,595	21.0%	19
茨城県	115,576	19,303	16.7%	34
栃木県	69,834	13,284	19.0%	30
群馬県	71,731	9,775	13.6%	44
埼玉県	267,716	36,833	13.8%	43
千葉県	242,489	36,794	15.2%	38
東京都	568,641	84,172	14.8%	39
神奈川県	326,465	39,729	12.2%	47
新潟県	78,175	15,647	20.0%	22
富山県	45,143	8,818	19.5%	27
石川県	43,567	10,656	24.5%	9
福井県	27,981	6,308	22.5%	17
山梨県	31,589	7,084	22.4%	18
長野県	75,342	20,636	27.4%	5
岐阜県	65,794	15,174	23.1%	14
静岡県	128,466	23,759	18.5%	32
愛知県	259,954	50,095	19.3%	28
三重県	65,015	11,375	17.5%	33
滋賀県	45,191	9,285	20.5%	21
京都府	79,984	12,179	15.2%	37
大阪府	287,513	37,533	13.1%	46
兵庫県	182,230	26,281	14.4%	42
奈良県	41,001	5,981	14.6%	41
和歌山県	29,418	6,111	20.8%	20
鳥取県	18,187	4,478	24.6%	8
島根県	23,546	4,668	19.8%	24
岡山県	62,679	11,614	18.5%	31
広島県	100,232	19,887	19.8%	23
山口県	42,019	8,218	19.6%	26
徳島県	26,765	7,648	28.6%	2
香川県	35,477	9,063	25.5%	7
愛媛県	46,303	10,965	23.7%	12
高知県	26,604	3,886	14.6%	40
福岡県	166,964	32,912	19.7%	25
佐賀県	26,525	7,390	27.9%	3
長崎県	41,806	10,837	25.9%	6
熊本県	60,336	16,654	27.6%	4
大分県	42,235	9,660	22.9%	15
宮崎県	36,123	8,834	24.5%	10
鹿児島県	56,017	13,481	24.1%	11
沖縄県	54,636	16,631	30.4%	1

資料「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成27年度）」（厚生労働省）

図29：各都道府県の後発医薬品割合（数量ベース、新指標）

【本文：23ページ】

	後発医薬品割合 (%)	順位 (多い順)
全国平均	68.6	—
北海道	70.0	22
青森県	70.4	19
岩手県	75.1	3
宮城県	71.2	15
秋田県	68.9	30
山形県	73.0	7
福島県	67.9	35
茨城県	68.1	33
栃木県	68.4	32
群馬県	72.2	11
埼玉県	69.8	24
千葉県	69.2	28
東京都	64.1	44
神奈川県	67.1	38
新潟県	70.7	18
富山県	72.8	8
石川県	71.3	14
福井県	73.2	6
山梨県	61.6	46
長野県	72.6	9
岐阜県	67.3	37
静岡県	70.3	20
愛知県	69.0	29
三重県	70.2	21
滋賀県	69.3	27
京都府	65.9	41
大阪府	65.5	42
兵庫県	68.0	34
奈良県	67.8	36
和歌山県	65.0	43
鳥取県	72.6	10
島根県	73.4	5
岡山県	70.9	16
広島県	66.3	40
山口県	71.3	13
徳島県	59.1	47
香川県	66.5	39
愛媛県	69.3	25
高知県	63.5	45
福岡県	69.3	26
佐賀県	70.7	17
長崎県	69.9	23
熊本県	71.4	12
大分県	68.8	31
宮崎県	73.9	4
鹿児島県	76.5	2
沖縄県	79.9	1

資料「最近の調剤医療費の動向（平成28年度）」（厚生労働省）

